

第5回 稲沢市学校施設整備基本計画策定委員会 議事録

1 日 時 令和5年12月23日(土) 午前10時

2 場 所 勤労福祉会館 第2・3研修室

3 出席委員 12名

栗林 芳彦、富田 健弘、鈴木 賢一、小川 紗希、曾我 菜美子、
甲斐 琴音、内藤 美文、吉川 永浩、風間 哲郎、江寄 浩央、
平野 直海、鈴木 明裕

4 説明のため出席した職員

教育部長 荻須 正偉、
教育部調整監 森 義孝、教育部次長兼庶務課長 大口 伸、
学校教育課長兼指導主事 松村 覚司、
学校教育課統括主幹兼指導主事 伊藤 尚、
庶務課主幹 大崎 敬介、庶務課主幹 鈴木 達哉

5 委員長あいさつ

私は、大学で教鞭を執っているわけですが、最近学生間のトラブルが結構私のところにも聞こえてくるようになりまして、いろいろと聞いてみますと、学生がコミュニケーション上、対処できないと言いますか、人との距離感、人の気持ちがあまりよくわかっていないという事が原因でトラブルが発生することが多いですね。大学生もすでに18歳を超えていますので、それまでの初等教育の部分でコミュニケーション能力を高める機会が足りなかったのかなというようなことを想像するわけですが。どういう教育のあり方が、こういったコミュニケーション能力の発育にとってプラスになるかという事については、いろいろな考えがあるかと思いますが、小学校のあり方というのも一つかもしれないなと最近感じております。

今日は5回目の会議になりますが、皆様慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

●司会

これより協議事項に入らせていただきます。学校施設整備基本計画策定委員会設置要綱第7条の規定により、委員長が議長となりますので、以降の進行は委員長にお願いいたします。

6 協議事項

(1) 計画案について

◎委員長

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。

協議事項(1)「計画案について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料1に基づき説明)

◎委員長

ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

○委員

資料 39 ページの学校の標準規模について、赤で修正していただいたということでご説明いただきました。今回保護者アンケートを受け、小学校の学校規模については、最初のおり 12 学級から 24 学級としたということですが、中学校が 18 学級までに変わりました。第 1 回の委員会で、中学校は以前話し合われた結果を基に 6 学級から 24 学級にしたというお話がありました。学校教育法施行規則では 12 学級から 18 学級が望ましいと書いてありますが、地域の実態やその他特別な事情がある場合は、そうでなくても良いということが書かれています。これまで、24 学級にしていた事情は何だったのかお聞きしたいと思います。

●事務局

「義務教育と学校のあるべき姿」の中で本市の標準規模が定められておまして、その点につきましては委員がおっしゃられたように第 1 回目の会議の資料で提出しています。「義務教育と学校のあるべき姿」につきましては、平成 26 年 5 月に策定しているものですが、その当時に学級数で 1 学年 8 学級の学校があったものですから、地域の実情を踏まえて 24 学級にしたと理解しています。

○委員

現在 19 学級の学校もありますが、それがずっと続いていかなくて 18 学級に変わっていく、それを踏まえて 18 学級にしたという事でよろしいですか。

●事務局

そのとおりです。

○委員

18 学級については、私が何度もこの会議で言ってきたことですが、「これはこの会議で決めることではなく違うところで決まってきたものから」という回答でした。今回意見を本当に真摯に受け止めていただいて、声が届いて 18 学級にさせていただいたことをうれしく思っています。ここでの議論が活かされていると素直に思いました。

○委員

中学校の話の中で、今こちらの稲沢では中学校の規模はそれほど小さくなっていかないということで、中学校については今後の推移を見ていくということはあるけれども、とりあえず再編はあまり考えていないということだと思いましたが、34 ページの一

番上のところに9年間を見通した義務教育を考える施設という項目が立っていて、これはこういう方向を稲沢で考えるのかどうかよくわからなくてお尋ねするのですが、中学校の再編は考えないと言いつつ、9年間を見通すという事を言っていて、これは小学校と中学校は別々だけど、教育の内容上、小中一貫プログラムを考えるとということを宣言されているのか、それともいずれ中学校もそういう再編の時期が来たら小中一貫校を考えていくという事を言わんとしているのか、ちょっとその辺の考えをお聞かせください。

●事務局

教育プログラム上、系統性、連続性のある教育環境を推進していくということで、委員がおっしゃられた前段の方のイメージで書かせていただいています。

○委員

もしそうだとすると、学年段階の区切りに対応した空間構成とか異学年交流スペースとかは、これは小中で施設一体型のケースの場合の計画事例を表現していると思いますので、表現の内容をご検討いただけたらと思います。

●事務局

先ほど計画案の説明の中でも少し触れさせていただきましたが、(仮称)地域協議会を立ち上げさせていただいたときに、小中連携について改めて地域の方、保護者の方含めてご意見をいただきまして、地域から小中一貫の学校整備がこの地区にはふさわしいのではないかというご意見がまとまれば、そういう形での整備も検討していく考えです。したがって、地区により異なりますが、(4)の記載が全く該当しないという事ではありませんので、このように書かせていただいています。

○委員

趣旨はよく分かりましたので、読む方が誤解しないようにしていただければと思います。

◎委員長

そうですね、これはいわばオプションなのか、それとも標準の仕様なのかということがはっきりしないところがあるので、そこを上手く表現していただいて誤解が生じないようにということだと思いますし、一応この委員会は学校の施設を整備するという事を主眼に置いている委員会でもありますので、小中一貫が良いのかどうか、そういう議論とは違うところがありますので、この問題を切り分けていただいて整理していく必要があるとは思いますが。

○委員

34 ページの(5)のインクルーシブ教育に資する施設のところですが、これはユニバーサルデザインとかバリアフリーというような記述になっていますが、もう少し大きな視点で見ますと、健全なお子さんだけでなく特別支援というか障害を持ったお子さん、それから急に今出てきているのが不登校のお子さんたちが顕在化してきて、それに対応している地区では、学校の中に不登校対応の教室をつくったり、不登校のお子さんたちのための学校づくりまで始めていて、国もそういう方向の支援をかなり強く

しようという動きがあると思います。要するに、不登校のお子さんや障害を持ったお子さんのための教室そのもの、ハードのバリアフリーというよりは、そういったものを学校の中にきちんと位置付けていくという、検討の項目の中にそういう観点が必要ではないかというふうに思いまして、バリアフリーとかユニバーサルデザインだけでなく、その辺のところも少し配慮されたらどうかと思います。

●事務局

貴重なご意見ありがとうございました。計画案の中にこういった形で位置付けていくか検討させていただきます。

○委員

見落としていたら申し訳ありませんが、最近ジェンダーフリーということが話題になっています。かなり昔の昭和の時代の学校ですと、例えば小学生であれば男女同じような教室で着替えをしていたという時代がありましたが、今はそういう時代ではなくて、どれだけ幼少のお子さんでも男女を分けるべきとか、ジェンダーに対応した更衣やトイレが求められる時代に入っていて、そういった記述がどこかに入っているか教えてください。

●事務局

34 ページの(5)インクルーシブ教育に資する施設の中で、障がい、性別云々ということがございまして、その中で「共に育つ」ことを基本理念としてバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくという考え方を示しています。トイレにつきましては具体例として車椅子利用者トイレと記載していますが、御指摘の点についてはこの中で整備していく方向性を示しているものです。

○委員

そこに大きく含まれていると捉えて良いということで自分は理解しました。ひとくくりにするという事も大事かも知れませんが、ジェンダーフリーに関する記述を今後入れる必要がないのか、併せて今後検討していただければと思います。

◎委員長

実際には、建物を建てる際に、地域協議会等で協議や詰めをしていくわけで、この計画案の視点でそこまで踏み込んだ表現をするべきかどうかということだと思いません。懸念が出てくるのであれば、一応丁寧な表現をしておいたほうが、個人的には良いのかなと思います。そういったところまで一応配慮はしているという姿勢を見せることは必要で、具体案に関してはケースバイケースで、具体案を作成の際に入れていけば良いのですが、視点としてそういう視点を持っているということは分かるようにしておいたほうが良いのかなと思います。

●事務局

(5)のインクルーシブ教育に関する部分につきましては、今、最初の不登校の件、それからジェンダーフリーの件についてご意見をいただきましたので、それらの点についてどのように表記していくかという事をまた改めて検討してまいりたいと思いま

す。先ほど不登校の件で表記の検討をということでお話しましたが、現状稲沢市の場合、不登校のお子さんが通う場所ということで、明日花と明日花東分室という2か所の適応支援教室を学校とは別に運用していますので、その辺りとの絡みもございますので、(5)については事務局で検討させていただいて、表記の方法を考えてまいりたいと思います。

○委員

31 ページのところ、小学校を再編・統合するのに一番問題になるのは何かということで、繰り返しになりますが、子どもたちの通学時間とか距離とか方法とか、そういう安全、それが一番問題だよということがアンケートの結果が出ていると思います。その結果として、答えがどれかなと探しては、あるとしたら40 ページのところの通学距離とかいうところだと思います。実際、私どもの大学もスクールバスを出しています。実はこのスクールバス、いろいろお金が掛かります。学校運営で今一番苦労しているのが、スクールバスを出していることなんです。簡単にスクールバスを出しますよと、簡単ではないかもしれませんが、書いてありますが、本当にできるのでしょうかという素朴な疑問と、自転車で通学する子、歩いて通学する子、スクールバスというのは引っかかるんですが、路線バスがあるのかどうか、何か手段でこういう場合はこんなふうにする予定ですよという案があれば教えてください。

●事務局

具体的に地域の中に入っていくときに、詳細な通学の安全確保策につきましては仮称地域協議会の中で検討していくこととなります。その時にどれくらいのお子様が、いわゆる2.5キロの範囲内にいて、どこの地区がどういう状況なのか、スクールバスを走らせるとすればどういうルートが良いのかということその時に具体的に検討しますので、今の段階では大まかにというか、スクールバスも通学手段の一つとしてということで掲載をしていますので、よろしくをお願いします。

○委員

スクールバスは出しますよ、でも学生が少なかったら出さないこともありますよというようなふうには取れないことはなく、私自身保護者の方からスクールバスは一体どこから出るのですか、本学ですと実は一宮から出しています。短大と四大で実は違いますが、国府宮からとかJR稲沢から出していますよと言うのですが、岩倉も出していますよ、でも岩倉から乗ってくる子が少なくなったのでやめたいですよという気持ちはあるのですが、保護者の方は岩倉もちゃんと出るんでしょうねとおっしゃるわけで、ある程度路線を示さないと保護者の方は納得いかない。ないならないと最初に言ってくれば、そのように考えるのですがという意見の方が、この頃私責められているものですから、ちょっと疑問に思ったという意見です。

◎委員長

瀬戸市のにじの丘学園は、スクールバスは出しておらず、路線バスを活用して運用しているとおっしゃっていましたよね。ですから、そういった他市の事例も含めた上で、通学手段についてはいろいろなオプションを検討されるのが良いのかなと個人的

には思いますので、対応をよろしくお願いします。

○委員

スクールバスのことと言えば、私岐阜のほうで勤めていますので、統廃合があった学校は、小学校に市がスクールバスを出して、なんとかコースみたいに回っています。逆に街中よりも、路線バスが全然ない交通の便がない、それから親御さんの送り迎えのチェックとか、逆にそちらの方がきちんとしている。今日はあなた親御さんと一緒に来るはずだったよねとか、今日バスに乗るはずだったとかいうチェックをやっていますので、そういうところを調べていただければ、今の話、やりますやりますというだけより具体的にこういうイメージがありますということではいくつかの事例を集められると良いと思います。

○委員

もう一つだけお願いします。稲沢は学校敷地で借地が多いという事が指摘されていて、これを解消する必要があるという記述もあります。これは今後具体的に解消する手立てというか、計画としてどんな解消の仕方があるのか、分かれば教えてください。

●事務局

稲沢市では、市の借地解消方針というものがございまして、教育施設もその中に含まれています。方針では基本的に新規の借地は行わないということで、機会をとらえて地権者の方とお話をさせていただいて、売っていただけるということであれば、買い上げ等で借地解消を進めてきているところです。本計画と関連して考えていきますと、学校の建て替えもしくは再編を行う際に、計画にあるように市有地を優先して考えていくという形。もしくは現状の場所で建替えるにしても、一旦そこで地権者の方にお声がけをさせていただいて、土地を市に売っていただけませんかという交渉をさせていただくような形で借地解消を進めて行ければと考えています。

○委員

それは学校の建て替えを待たないとできない話なのか、今でもやればいいのではないかと個人的に思うのですが、いろいろと事情があるでしょうからそういう話でもないかも知れませんが、財政上の話が根っこにあるものですから、その辺りをきちんと示されるといいかなと思います。

◎委員長

計画案に関しましては、一旦ここまでにさせていただきます。今いろいろとご意見をいただきましたので、それを踏まえて修正が必要な部分については修正していただくということをお願いします。基本的には、今回の修正を踏まえた上で、パブリックコメントに出すという形ですね。では、そういった形でお願いいたします。今日のお話ですと、それほど大きな修正ということにはならないかと思いますが、一旦こちらに預けていただいてということではよろしいかと思いますが、進めていきたいと思っています。

(1) 今後の日程について

◎委員長

続きまして、議題の3 報告事項に進みます。事務局からお願いします。

●教育部長

私から1点、報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。この学校施設整備計画策定委員会の会議内容につきましては、会議終了後に会議資料と会議録を市のホームページで公開させていただいています。その中で、第2回と第4回の会議録の内容について間違いではないかという問い合わせをいただきました。その方には私から説明し、ご理解をいただきましたが、この会議録は読み間違える恐れがあるので、改めて会議の中でこの部分を説明してほしいという依頼がありました。その点についてこの場をお借りして説明させていただきます。

第2回の会議の中で、「学級数を一つ増やすということは教員を一人増やすということです。教員が一人増えるということは、県から予算が来ないので、稲沢市の税金から一人教員を雇うとなると500万、600万払うということになります。」という部分であります。実はこの発言は、会議の中で、大規模校と小規模校のメリット、デメリットを話す中で、ある委員から「大規模校だとしても一クラスの定員が決まっていますが、そういったところを減らしていけば少人数での教育もできる」のではという問いに対しての発言になります。また第4回の会議の中で、「先生を増やして、一クラスの子どもの人数を減らすと、その分の費用をすべて市が負担する」という話がありました。この2か所について、問い合わせをいただいた方は、学級数が増えても教職員が配置されるので、それはすべて県費負担であり市が負担することはないので、この内容は間違っているのではないかと言われました。教職員定数と学級編成につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に規定されています。教職員定数に関しては、基礎定数と加配定数から構成されていまして、基礎定数は教職員定数のうち、学級数、学校数、児童生徒数などに応じて機械的に算定されることとなります。それに対して、加配定数は、いじめ対応や特別な配慮が必要な政策課題に応じて、教職員定数に予算規模に応じて加配されることとなります。今回問い合わせいただいた内容については、教職員定数の基礎定数の部分だと思いますが、教職員の基礎定数につきましては、学級数に応じて教職員が配置されますので、学級数が増えてもその教職員はすべて県費負担となります。それは学級定数の標準というものがあまして、その標準に基づいて学級数が決定される場合に、配置される教職員数について適用されます。一方、地方自治体独自で1学級の児童生徒数の定数を減らすことにより学級数が増え、教職員を増やして配置する場合には、増えた教職員は県費負担ではなく、地方自治体の負担となります。分かりづらいので、具体的に説明させていただきます。現在、小学校1年生は、35人学級となっています。この場合、35人までは教職員は1人の配置となりますが、1年生が36人に増えた場合、18人ずつの2学級となり、教職員は2人配置されます。この学級につきましては、学級

編成の標準に基づき2学級となったため、配置される2人の教職員は県費負担となります。これに対し、稲沢市独自で小学校1年生を30人学級とした場合、もし1年生が31人いた場合だと15人と16人の2学級になりますが、学級編成の標準は35人学級ですので、本来1学級となるため教職員は1人しか配置されず、もう1人の教職員は市独自で配置することになりますので、市費負担となります。2回目と4回目の会議録について問合せいただいた内容は、そういうことですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎委員長

ただいまの件につきまして、何かご質問等ございますか。

ないようですので、次をお願いします。

(事務局から資料2に基づき説明)

◎委員長

地区別説明会はどこで開催するか決まっているのでしょうか。

●事務局

詳細は広報1月号と市のホームページにも掲載させていただいていますが、決まっている会場と日時を口頭で説明させていただきます。1回目が1月12日金曜日午前10時から稲沢市民センターにおいて開催します。2回目が1月15日月曜日午後2時から下津市民センターにおいて開催します。3回目が1月16日火曜日午前10時から明治市民センターにおいて開催します。4回目が1月17日水曜日午後2時から千代田市民センターにおいて開催します。5回目が1月18日木曜日午後2時から祖父江生涯学習センターにおいて開催します。6回目が1月22日月曜日午前10時から大里西市民センターにおいて開催します。最後の7回目が1月23日火曜日午後2時から平和支所において開催を予定しています。以上が7回の地区説明会の予定です。

◎委員長

この件に関して何かご意見はございますか。

◎委員長

意見もないようですので、本日の協議事項は以上となります。皆様慎重審議いただきましてありがとうございました。

8 連絡事項

- ・第6回策定委員会の候補日について

第6回策定委員会の日程について、次第に記載の候補日で委員の日程調整を行ったが、都合が折り合わなかったため、令和6年3月9日土曜日の午後を軸に調整することとなった。

◎委員長

ほかに何かございますか。なければ、今日の会議はこれまでとさせていただきます。

それでは、これで事務局にお返しします。

9 教育部長あいさつ

閉 会 【午前 11 時 02 分終了】